

本市における子ども・子育て支援新制度の施行スケジュールその1（主に計画策定）

No.	項目	平成26年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		← 第1段階			← 第2段階				← 第3段階 →					
●子ども・子育て会議等の開催	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て会議 ○計画策定部会 ○教育・保育検討部会 ○子ども・子育て支援検討部会 	3月4日 計画骨子とりまとめ ニーズ調査結果		1日 <第1回> 年度内スケジュール等				上旬 <第2回> ・素案案 ・幼保連携型認定こども園の認可に係る審議会について ・基準条例等制定報告					下旬 <第3回> ・計画策定 ・利用定員の設定 ・幼保連携型認定こども園の認可 ・利用者負担額報告	
	計画策定部会			下旬～6月初旬 ・「現状と課題」	下旬 ・「現状と課題」 ・「計画期間における取り組み」			中旬 ・素案案				下旬 ・素案のバブリックコメント結果 ・計画の推進項目		
	教育・保育検討部会			下旬 ・「量の見込み」 ・利用定員の設定	下旬 ・「量の見込み」と「確保策」 ・利用定員の設定		下旬 ・「量の見込み」と「確保策」 ・利用定員の設定	中旬 ・素案案				下旬 ・素案のバブリックコメント結果 ・計画の推進項目		
	子ども・子育て支援検討部会			下旬 ・「量の見込み」	下旬 ・「量の見込み」と「確保策」		下旬 ・「量の見込み」と「確保策」	中旬 ・素案案				下旬 ・素案のバブリックコメント結果 ・計画の推進項目		
●子ども・子育て支援事業計画の策定	<p>計画期間：平成27～31年度 記載事項：各年度のエリアごとの保育所、認定こども園、幼稚園等の量の見込みと確保策の算定</p>	ニーズ調査の結果集約	計画骨子の策定	国・県へ量の見込みの報告	量の見込みの集計	量の見込みの補正	各施設類型の事業者募集を通じて確保策の算定&計画素案策定	素案の策定	計画素案のバブリックコメントの実施	パブリックコメントの結果のとりまとめ&調整			計画の策定	
●制度の周知・広報等	<p>説明会の開催 リーフレットの配布 市政だよりでの広報 保育所・幼稚園利用案内の配布</p>	保育所等事業者説明会の実施(3/24・25)				保育所等事業者説明会の実施(6月中旬～下旬)	市民向けリーフレットの配布	保育所等事業者・市民向け説明会の実施(9月中旬)	市政だよりでの広報	保育所・幼稚園利用案内の配布			保育所等事業者向け説明会の実施(3月下旬)	

注)本スケジュールは今後の検討状況によって変わってくる場合があります

本市における子ども・子育て支援新制度の施行スケジュールその2（主に基準制定）

No.	項目	平成26年度													
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
●	子ども・子育て会議等の開催 子ども・子育て会議 ○計画策定部会 ○教育・保育検討部会 ○子ども・子育て支援検討部会	3月4日 計画骨子とりま どめ ニーズ調査結果		1日 <第1回> 年度内スケ ジュール等				上旬 <第2回> ・素案案 ・幼保連携型認定こ ども園の認可に係る審議 会について ・基準条例等制定報告						下旬 <第3回> ・計画策定 ・利用定員の設 定 ・幼保連携型認 定こども園の認 可 ・利用者負担額	
	計画策定部会			下旬～6 月初旬 ・基準の 考え方		状況によ って開催 ・基準のバ ブリックコメ ント結果									
	教育・保育検討部会			下旬 ・基準の 考え方		下旬 ・基準のバ ブリックコメ ント結果									
■	児童福祉審議会第2部会			下旬 ・基準の 考え方		下旬 ・基準のバ ブリックコメ ント結果									
●	設備及び運営の基準の制定（幼保連 携型認定こども園（認可）、放課後児童 健全育成事業（届出）） ●運営基準の制定と認可・確認手続き	国／政省令の発出		設備及び運営、運営基準の条例案の作成			条例のバブコメ 実施	バブコメの結果の 取りまとめ	各条例の 制定	申請等の事前協議&手続開始					
	設備及び運営の基準 ○職員配置基準 ○設備基準 ○運営基準 運営基準 ○応諾義務 ○上乗せ徴収等の取扱い ○会計の区分 ○撤退時のルールなど														
●	保育の必要性認定基準の策定と支給 認定手続き	国／政省令の発出		保育の必要性認定基準の条例案の作成			認定基準条例の バブコメの実施	バブコメの結果の 取りまとめ	条例の制定	支給認定・利用調整手続開始					
	○1号認定 保育を必要としない3歳以上児 ○2号認定 保育を必要とする3歳以上児 ○3号認定 保育を必要とする3歳未満児														
●	制度の周知・広報等	保育所等事業者 説明会 の実施（3/24・25）		保育所等事業者 説明会 の実施（6月中旬～下旬）			市民向け リーフレットの配布	保育所等事業者・市民 向け説明会 の実施（9月中旬）		保育所・幼稚園 利用案内の配布					保育所等事業者 向け説明会 の実施（3月下旬）
	説明会の開催 リーフレットの配布 市政だよりでの広報 保育所・幼稚園利用案内の配布														

注) 国の動きは、点線で表示 注) 本スケジュールは今後の検討状況によって変わってくる場合があります